

令和8年度 多古町農業 DX 推進事業

DJI 農業用ドローンオペレーターUTC 認定講座受講 募集要項

1. 概要

多古町内の農業者を対象に、DJI 農業用ドローンオペレーターUTC 認定講座の受講者を募集します。本講座では、農業用ドローンの基礎知識、安全運航に関する知識、飛行技術及び農業分野での活用方法等を学び、農業現場においてドローンを活用できる技術者の育成を図ります。

2. 目的

多古町農業 DX 推進事業の一環として、農業分野におけるドローン等のスマート農業技術の活用を推進するため、農業用ドローンを安全かつ適切に運用できる人材を育成することを目的とします。

農業用ドローンの導入による農薬散布や生育状況の確認等の作業効率化を図ることで、農業経営における省力化や生産性の向上を推進し、持続可能な農業の実現につなげるものです。

3. 受講教習

項目	内容
講座名（教習機関）	DJI 農業用ドローンオペレーターUTC 認定講座（株式会社アイアグリ）
講座場所	多古町内圃場及び多古町役場
講座日程	令和8年11月から12月（座学：1日、実技：4日） ※採択後、協議により日程を決定します。
受講費用	無料 ※農業 DX 推進事業費内で負担

4. 募集人数

2名

5. 応募資格

次の条件をすべて満たす方とします。

- (1) 申込日時点において多古町内に住所がある方
- (2) 申込日時点において多古町内で営農されている方（農業所得があることを証明できる方）
- (3) 多古町暴力団排除条例（平成24年多古町条例第4号）第2条の各号に規定する暴力団若しくは暴力団員等でない方
- (4) 町税等を滞納していない方
- (5) 農業用ドローンを導入している方、又は令和9年度までに導入もしくはレンタル等によりドローンを使用する見込みのある方
- (6) DJI 農業用ドローンオペレーター認定講座 UTC の全日程を受講できる方（採択後、協議により日程を決定します。）
- (7) DJI 農業用ドローンオペレーター認定講座 UTC を修了した後、農業用ドローンを活用した農作業

の省力化・効率化に取り組む意欲がある方

6. 応募方法・提出書類一覧

以下の書類を提出先まで提出してください。

提出書類
(1) DJI 農業用ドローンオペレーターUTC 認定講座 受講申込書（様式第1号）
(2) DJI 農業用ドローンオペレーターUTC 認定講座修了による農業用ドローンの活用計画書（様式第2号）
(3) 誓約書（様式第3号）
(4) 本人確認書類の写し（マイナンバーカード（顔写真）、運転免許証等）
(5) 令和7年分所得税青色申告決算書（農業所得用）の写し又は収支内訳書（農業所得用）の写し ※令和8年から営農を開始した方については、申込者本人名義による販売伝票、出荷伝票の写し

提出方法は、郵送、持参又は電子メールのいずれかとします。（メールの場合、送付後にご一報ください。）

7. 提出先・問い合わせ先

〒289-2292 千葉県香取郡多古町多古 584

多古町 産業経済課 農業振興係（事務局） 宛

電話： 0479-76-5404

FAX： 0479-76-7144

メールアドレス： nogyoshinko@town.tako.chiba.jp

8. 募集期間

令和8年10月6日(火)から令和8年10月30日(金)まで（必着）

9. 選定方法

提出書類の書面審査により事務局にて選定します。

審査項目	審査内容
応募資格の適合	応募資格をすべて満たしているか
活用計画の妥当性	活用計画の内容が具体的かつ実現可能であるか
地域農業への波及効果	地域農業者への普及・波及効果が見込まれるか

※上記審査に基づき、事務局により選定します。

10. 結果通知

選定結果は、令和8年11月6日（金）頃までに、応募者全員へ書面にて通知します。

11. 活用状況報告

講座修了後、農業用ドローンの活用状況について、2年間報告していただきます。

なお、講座修了時点で農業用ドローンを導入していない場合は、農業用ドローンを導入した日から2年
間を報告期間とします。

報告の時期、方法及び内容等については、町の指示によるものとします。

12. 個人情報の取扱い

提出いただいた申込書等に記載された個人情報は、本事業の実施に必要な範囲内でのみ使用し、他の
目的には使用しません。また、個人情報保護法及び多古町個人情報保護法施行条例に基づき適切に管
理します。

13. 様式一覧

様式番号	様式名
様式第1号	DJI 農業用ドローンオペレーターUTC 認定講座 受講申込書
様式第2号	DJI 農業用ドローンオペレーターUTC 認定講座修了による農業用ドローンの活用計 画書
様式第3号	誓約書